

意見書作成について

土地区画整理法第 55 条第 2 項の規定に基づき、意見書の提出が可能です。
意見書については、同法第 55 条第 3 項の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議されます。

■ 提出期間 令和 7 年 1 0 月 3 日（金）～1 0 月 3 0 日（木）※¹

■ 提 出 先 埼玉県知事 大野 元裕

（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号
埼玉県庁 市街地整備課 宛）

■ 提出方法 埼玉県都市整備部市街地整備課まで、持参又は郵送※²

■ 対 象 利害関係者※³

■ 内 容 今回の変更内容に関するもの※⁴

■ 必須記入 ・意見書を作成した日付
・記入者の氏名、住所、連絡先（電話番号等）
・押印（認印可）

※ 1 消印有効、また、提出期限が経過した場合でも、容認すべき事由がある場合は受理することができます。
（土地区画整理法第 134 条第 1 項、同第 2 項）

※ 2 和光市への提出ではございませんので、ご注意ください。また、メール、ファクスによる提出はできません。

※ 3 当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者
（土地区画整理法第 20 条第 2 項）

※ 4 今回の事業計画変更に関係のない内容については、すでに事業計画決定されているため、審査されません。
（土地区画整理法第 55 条第 5 項）
また、既に都市計画決定されている内容についても審査されません。